

資料 7 高等学校における教育課程・成績評価等に関する文部科学省通知他

I 文初高第 243 号 平成 9 年 11 月 28 日

高等学校入学者選抜について（通知）

文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫

1 高等学校の入学者選抜の現状について

(1) 略

(2) このような状況を踏まえ、中学校以下の教育に与えている影響を直視し、いわゆる影響力のある特定の高等学校をはじめ、全体として、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜の改善を一層進めていく必要があること。

また、その際は、各高等学校においては、「いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点とともに、「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という視点を重視して、入学者選抜の一層の改善に向けた努力を傾注すべきであること。

2 高等学校の入学者選抜の改善等のための今後の取組について

(1) 入学者選抜の改善について

ア～イ 略

エ 登校拒否の生徒については……(中略)……また、障害のある者については、障害の種類や程度等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ること。

II 平成 21 年告示 高等学校新学習指導要領（施行は平成 25 年度）

【第 1 章総則第 5 款 5（6）】

「各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教

師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。」

【第1章総則第5款5（7）】

「学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。」

【第1章総則第5款5（12）】

「生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。」

令和2年11月17日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組:船後靖彦

出典：文部科学省「文初高第243号 平成9年11月28日 高等学校入学者選抜について（通知）」、「平成21年告示 高等学校新学習指導要領」より、抜粋